

「共に笑い 共に寄り添う ふれあいセンター」

皆さんお元気ですか

初夏のさわやかな風に、木々の新緑が深まる頃となりました。皆さん、お元気でお過ごしでしょうか。

今回は、身近に役立つ知識として『詐欺』についてお知らせしたいと思います。

ひと昔前は『オレオレ詐欺』などが中心でしたが、最近では『投資型詐欺』『ロマンス詐欺』『七警察官詐欺』など、いわゆる『劇場型詐欺』と呼ばれる手口が増えていきます。複数の詐欺師がチームを組み、巧みに相手を信用させ、気が付いた時には大切な貯金を根こそぎ奪われ、生きる気力さえ失ってしまうという悲惨な被害に遭われた方も現実にあります。

私たちがそのような被害に遭わないためにも、詐欺の手口や回避方法について知っておくことが大切です。徳島県では、令和8年1月～3月の特殊詐欺などによる被害が55件発生し、被害総額は5億1082万円にのぼったそうです(徳島県警調べ)。では、実際にどのような手口が使われていたのでしょうか。今回は、その主な手口についてご紹介いたします。

※以下、「詐欺悪質商法回避術」より引用

1. 還付金詐欺

～ATMを利用した詐欺～



県や市町村の職員を装い、『本日中に手続きが必要な医療費の過払い金があります。すぐに携帯電話を持ってATMへ行ってください』などと電話を掛けてきます。犯人は、『私の指示どおりにATMを操作してください』などと言って、被害者には『お金を受け取るための手続き』をしていると思込ませ、実際には犯人側の口座へお金を振り込ませてだまし取る手口です。

回避術

「ATMで手続き」は詐欺

「還付金」がATMで返還は詐欺

公共機関名を出されても信用しない

2. 架空料金請求詐欺

～ハガキやメールによる詐欺～



有料サイトの利用料や各種料金について、『未払い料金があります。本日中に支払わなければ裁判になります』などと書かれたメールやハガキ(封書)を送り付け、お金を要求してくる手口です。

最近では、犯人から『電子マネーで支払ってください』などと言われ、『コンビニなどで電子マネー(プリペイドカード)を購入させよう』と、カード裏面のID番号を電話で伝えさせ、だまし取る手口も多発しています。

回避術

・身に覚えのない請求に関するハガキやメールがあった場合は、安易に電話等せず、警察や家族に相談する。

・事業者や公的機関が未納料金などの支払いに電子マネーなどを購入させることはない。

3. キャッシュカード詐欺

～キャッシュカードのすり替え～



警察官や銀行協会の職員などを装い、『あなたのキャッシュカードが悪用されています』『確認のため伺います』などと電話を掛けてきます。

その後、自宅を訪れた犯人が、『この封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いたメモを入れて保管してください』などと言い、被害者が目を離した隙に別の封筒とすり替えて、キャッシュカードを持ち去る手口です。

回避術

「キャッシュカード」に関する電話があったら家族や警察に連絡。

警察官などが暗証番号を聞いたりメモに書かせることは絶対ないことを覚えておく。

今日からできる！5つの対策

- ① 国際電話の着信はブロックし、詐欺犯と接触しない!
- ② 見知らぬ相手からの電話、SNS、DMは詐欺を疑う!
- ③ お金の話がでたら、サギを疑う! 指示に従ってお金を振り込まない!
- ④ 一人で悩まない! 判断しない! まず相談を
- ⑤ 最新の詐欺手口の動向に目を向けましょう!

他にもさまざまな詐欺の手口がありますが、続きは次回発行の『ふれあいセンターだより』8月号にてお知らせいたします。

特殊詐欺のお話を専門の阿波吉野川署生活安全課の署員にお話しただけになりました!

日時：令和8年6月25日(木)
午前10時より

場所：吉野中央ふれあいセンター
大ホール

内容：詐欺、悪質商法回避術
ぜひ、ご参加ください。

